

三田市特別用途地区建築条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第3条 省略 (大規模集客施設制限地区内の建築制限等)</p> <p>第4条 大規模集客施設制限地区内においては、劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が1万平方メートルを超えるものは、建築してはならない。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条～第3条 省略 (大規模集客施設制限地区内の建築制限等)</p> <p>第4条 大規模集客施設制限地区内においては、劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、<u>ナイトクラブその他これに類する用途</u>又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が1万平方メートルを超えるものは、建築してはならない。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>